

# 平成18年度評議員会

平成19年2月9日（金）開催

今年度の評議員会が、東京都港区のホテルフロラシオン青山にて、評議員と各地方協議会長のもと開催された。昨年度と同様に文部科学省・警察庁の各分野の方からお話を伺った。今回も行政教育、犯罪の状況など、子どもたちに直接係わる現状や課題等の情報を得て、各PTA活動に反映させることを目的としている。開催に先だき、梅田会長のあいさつが行われた。

## 会長あいさつ

### 【要約】

「本日、評議員の方にこのように全国からお集まりいただき、本当にありがとうございます。年に一度このようにおいでいただきまして、いろいろな情報を持ち帰っていただくことにしております。今日も文部科学省の方から、現在一番新しい施策の情報をいろいろとご説明いただき、皆さま方の活動の糧にさせていただければと思っています。

また、子どもの問題が非常に多くて、たとえば携帯電話に関して、非常にショッキングな内容の問題がおこっています。その事について今日のご説明があるのではないかと思います。実態は非常に進んでいる、知らないのは保護者だけだというようなことをよく言われておりますが、それも含めて、今日はお聞きになって、ぜひ子どもたちのためにプラスになるようなものを持ち帰っていただきたいと思っています。

さて、われわれ日本PTAはいろいろな事業を行っております。まだまだ当初予定をしておりました事業の中ほどと言いますか、今後これから予定をしました事業が、遂行していかなければいけないものもございます。近々では、「日中友好少年少女の翼」があります。これは20年以上続いておまして、参加されると分かるというような言い方はおかしいのですが、参加された子どもたちが非常に生き生きとしており、よく「今の子どもは」と言われますが、実態を見ますと、非常に素晴らしいといえます。今年も98名の子どもたちの参加があります。安全第一で行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

そのほかに、調査活動も今行っております。皆さま方に、現在ご協力を願っているものもございますし、これからご協力を願わなければいけないものもございますが、よろしくお願いいたします。

皆さまにご報告を一つ申し上げます。私、第4期の中央教育審議会の委員に任命されました。それで、今後は第4期のなかで、われわれの思いをどしどし発言していきたいと思っておりますので、最後までよろしくお願いいたします」と述べた。



梅田会長

## 文部科学省加茂川幸夫生涯学習政策局長あいさつ

お集まりの皆さま方におかれましては、日ごろから子どもたちの健やかな成長を願って、特に愛情と熱意をもって、それぞれの地域において、積極的なPTA活動を展開されてきておられますこと、これまでのご尽力に対して、深く敬意を表したいと思っておりますし、心から感謝を申し上げます。

私どもの国が将来豊かで、未来に向かって成長できる活力を維持できること。国際社会においても、われわれの子どもたちがきちんと尊敬に値する地位を獲得して、きちんとその発言が重みを持って活躍できるようになること、そういった国になるためには、何より人づくりが大事であることは論を待たないわけでございます。特に今の時代変化、国際社会の情勢を考えますと、心豊かで、しかも個性豊かな、またクリエイティブな、創造性もある子どもたちを育てていく必要があると思っています。



加茂川局長

加えて、最近の風潮から言いますと、規律、自立、さらには心暖かく優しさといったことも求められ、いろいろな要素が、子どもたちの人格の完成に今、求められているだろうと思っています。そういった多くの要請に学校教育と一緒にあって、私たち生涯学習、社会教育の側面から、これをしっかり受け止めて、課題に立ち向かっていこうとしておるわけでございます。

ただ、状況が私どもの熱意だけで課題が解決できる状況になるかということ、決してそうではなく、子どもを取り巻くさまざまな惨めな、厳しい環境が現在生じていることは、現実たる事実なわけでございます。特に社会規範の全体の意識が低下していることがよく言われ、家庭、地域の教育力の低下といったことについて、どう対応していくのかということは、本当に頭の痛い問題だと思っています。

昨年の12月に教育基本法の全面改正が成りました。人間力の向上を旗印にて、教育改革に立ち向かっていく際の大きな第1歩がこの教育基本法の全面改正によって、築けたと思っております。

特に皆さま方に関心を持っていただきたい条文が2カ条ございます。新しい第10条に家庭教育について記述が設けられたことです。家庭教育がそのすべての教育の出発点として、基本的な倫理観、あるいは社会的な決まり、マナー、子どもにとって必要な自制心、自立心を育てていく上で、大変重要な役割になっているというのは、論を待ちません。

しかし、一方子どもを取り巻く状況はどんどん変わってきておまして、過干渉、過保護、あるいは放任ですとか、事件になると、児童虐待といった問題に至るまで、さまざまな社会問題化する事案も生じているわけでございます。

こういった事案を踏まえて、新しい教育基本法では、保護者がまず子どもの教育について、第一義的な責任を有するということが第1項で規定をしています。

まずは家庭が第一義的な責任を負うんだということを、教育基本法に明文をもって規定したというのは大変重みがあるんだと思っています。

ただ、同時に第2項では、大事な第一義的な責任を明示しました家庭教育について言いますと、あくまでも保護者の自主的な判断が根底にあって、家庭教育の自主性を尊重するということがうたわれていますから、この教育基本法10条を受けて、例えば関係する法令整備が課題になったときにも、こういった自主性の尊重ということは揺るぎない条件として、課題の整理で考慮しなければならないテーマだとは思っております。

私は3つのことを自分の念頭に置きながら、この家庭教育や社会教育、生涯学習の任に当たりたいと思っています。

1つは、弱者に向ける優しいまなざしを子どもにはぐくむようなアプローチを学校でも、家庭でも、地域でもしたいという思いであります。勝ち組の代表がIT成り金や、投資長者であつたりすると思いますが、そういった方々が必ずしも社会のルールを守らずに、刑事事件になったり、社会的に非難されたりしているのは皆さんよくご存じのとおりだと思います。

勝ち組にわが子をしたいという思い、ほとんどの親がそうだと思いますが、弱い者に対して、優しいまなざしを向けるということが今本当に欠けているように思っています。

2点目は、優しい心をはぐくむことにもつながりますが、私たちの国の日本の伝統文化の美しさを今一度しっかり自覚して、家庭なり地域なりで子どもに伝えていく必要性を私は強く認識していきたいと思っています。

文化庁と共催をして、「親子で歌いごう日本の歌百選」という事業を実施させていただきました。「日本の歌百選」がなぜよかったかということ、日本語が美しいということです。日本の伝統文化をきちんと子どもたち伝える最初は、美しい日本語だと私は思っています。読書活動、読み聞かせをしたり、昔話をしたりするような活動もありますが、そういった活動の中で、美しい日本語、美しい日本の伝統文化がうまく伝わっていくチャンスになればいいなと思っていますし、それだけではなく、いろんな家庭の行事や地域の行事も取り込んでいくと、さらに成果が上がるのかなと思っています。

3つ目は、子どもの有害環境、特に携帯ですとか、インターネットですとか、そういった有害環境に対して、きちんと、声を上げ、行動していただきたい。

マスコミやテレビが、子どもたちのサイドに立たない、いじめの連鎖や自殺の連鎖をあおるような報道をしたときに、きちんと声を上げれば、スポンサーも動きますし、今以上の自主的な規制や対応が期待できると思っています。

子どもにとって、今の有害環境は座視できない状況にあると思っています。携帯電話について、フィルタリングを掛けようという動きもその必要に迫られる対応だと思っています。

そういったことを柱に据えながら、生涯学習、家庭教育、社会教育の任に当たりたいと思っておりますので、どうか皆さまの方のご指導、ご協力お願いします。

# 行政施策説明

## 文部科学省より

### 「家庭教育支援施策について」

男女共同参画学習課長 湊屋治夫氏

教育基本法の改正により、家庭教育に関する条文が今回新たに新設され、子どもも家庭教育に対する支援に、一層意を付けていきたいと思っております。まず、「早寝早起き朝ごはん運動」について、現在、全国協議会、各地の実践されている皆さま方、そして、子ども文部科学省、それぞれが一体となって、この運動に取り組んでおりますが、テレビ、新聞、広告、雑誌などマスコミ等でも取り上げられ、各地において、さまざまな形でこの「早寝早起き朝ごはん運動」につながる活動が行われています。「早寝早起き朝ごはん国民運動」の全国協議会では、コミュニティーサイト、ホームページを立ち上げ、そこでさまざまな形で広報活動をしています。その中で、この運動についての各地域の特色ある取り組み、あるいは企業を挙げて行っている取り組みなどが紹介され、この運動の広報媒体、PRのための中心的な役割を果たしています。このコミュニティーサイトの中には、参加事業登録制度がございます。これは、それぞれの家庭なり、あるいは地域において、自発的に取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、その点を踏まえ、ご協力をいただければと思っております。「早寝早起き朝ごはん国民運動」を推進していくために、「子どもの生活リズム向上プロジェクト」を今年度から実施しています。指導者の方々の要望にお応えするため、来年度に指導者の方、社会教育主事、あるいは子育て団体のリーダーの方々を対象とした指導資料を作成し、配布を考えております。



湊屋治夫氏

全国フォーラムについて、来年度も引き続き全国7カ所でこの「子どもの生活リズム向上のための全国フォーラム」を開催したいということで予算を計上しております。「子どもの生活リズム向上のための調査研究」について、小学生を対象にした調査研究を今年度実施しておりますが、来年度はさらに乳幼児を対象とした、乳幼児に重点を当てた調査研究の部分を拡充し、小学生対象、乳幼児対象を含めた調査研究として実施したいと思っております。家庭教育総合事業として、PTAの方々をはじめ、行政、学校、子育ての支援団体、あるいは企業も含めた方々から構成される協議会を、それぞれ都道府県レベル、あるいは市町村レベルで設けていただきながら、子育ての悩みを抱え、いろいろな課題を抱えておられる保護者のみなさんに対する情報提供、相談体制を充実する、あるいはさまざまな妊娠期、出産期、乳幼児期、学童期といったようなライフステージに応じた学習機会の充実を内容としたさまざまな事業に取り組んでいこうとしております。養成された子育てサポーターリーダーの方々が、それぞれの地域の子育て講座の企画運営をされるとか、あるいは講師になられる、子育て相談に応じるというような形を通じて、地域の子育ての支援のための体制がつけられ、訪問型の家庭教育支援という形でも対応していただけるのではないかと考えております。そのような課題に対応し、次世代の親となる若い世代が幼児や子育てについて理解をする、そのための学びやふれあいの機会を整備する形でこれまでおこなっていた「明日の親となる中高生を対象とした子育て理解講座」事業を組み替え、「次世代の親となる中高生の楽しい子育て触れ合い交流事業」という形で、新しい事業として発足をさせております。そのほか、父親の家庭教育参加促進事業ということで、父親が家庭教育に参加するための事業につきましても、今回、実施することにしております。家庭教育手帳につきましては、これまでも全国のそれぞれの子どもさん方を持つ親のために、乳幼児編、あるいは小学校低学年編、小学校の高学年、中学生編ということで、その都度それぞれの全国の保護者の皆さま方に配布をしてきましたが、来年度については、特に子どもの発達障害にかかわる部分ですとか、あるいはいじめ対策、自殺の防止、有害情報といったような内容について、中身の充実をして発行したいと思っております。

以上が来年度の家庭教育のための支援事業としての概略でございます。このような家庭教育の支援のための取り組みについてご理解をいただきますとともに、引き続きのご協力をお願いしたいと思っております。

## 「放課後子どもプランについて」

生涯学習推進課長 高橋道和氏

放課後対策というのは、大きく2つの省庁の流れがございます。1つは厚生労働省が地域によって学童保育、あるいは放課後児童クラブと呼ばれております、主として低学年、3年生ぐらいまでの留守家庭のお子さん、共働きでご両親がいない子どもさんを夕方までお預かりする事業を、もうかれこれ30年近く続けておられました。一方で平成15年ぐらいに、通学児の事件、事故が相次ぎ、子どもたちが放課後、安全に安心して遊んだり、いろいろな活動をしたりする、子供の居場所が必要ではないかという機運が高まり、文部科学省では緊急3カ年計画で、「子どもの居場所づくり事業」を実施いたしました。これは現在全国8300カ所で実施されています。



高橋道和氏

教育再生というのは学校を再生させるとともに、地域や家庭の教育力も再生し、実際に何か1つ1つ地道な活動の積み重ねをしていく必要がある。そのためには、この「放課後子どもプラン」という、地域を巻き込んだ総合的な放課後事業を全国的に展開していく。そのような趣旨のことを総理は国会の冒頭の政権初の施政方針演説で述べられて、「放課後子どもプラン」の全国展開ということが、いわば重要施策として掲げられました。

事業の概要ですけれども、基本的には小学校区ごとに、プラン事業を実施するというを考えております。その中心にありますのがコーディネーターの方でございます。できる限り地域のボランティアの方々にご協力をいただいて、学校や、学校周辺の施設を活用しながら、学びの場、体験の場、交流の場、遊びの場、生活の場など、すべての小学校の児童が、毎日さまざまな活動ができる場の提供をしていこうと考えております。

このような事業を進めていく上で、ぜひ私のほうから、皆さま方をお願いしたい点が何点かございます。われわれとしては、この事業は、国と県が最大限バックアップいたしますが、事業をする主体は市町村です。そうすると、肝心の市町村に十分な予算措置をして、市町村がまずやろうと思っていたただかないと、なかなかこの事業は進まない。逆にいうと、意欲がある市町村には、それなりの予算のバックアップがありますから、今までと比べると、かなり思い切ったことができる。1点目の皆さまへのお願いは、どうぞこのPTAの組織を活用して、それぞれの市町村で、このような事業をわが市町村でもしっかりとやるべきだと。そのためには、国も県もしっかりと予算を取っているのだから、市町村でも予算措置をするべきだという、いわばこの事業をスタートさせるに当たって、市町村がしっかりと予算措置をする意味で応援をしていただきたい。それから2点目は、この事業、先ほども申し上げましたが、予算が付いたから自動的に動くというものではありません。こういう事業を継続的に進めるには、ある程度の安定的な予算措置は必要ですが、基本的にはこの事業は地域の人たちが手づくりで行っていく事業です。そうなりますと、いろいろな地域の特色ある活動を支えるボランティアの方々のストックが大変重要になります。そういう中で、このPTAという各市町村にネットワークを張り巡らされている力を、ぜひこのプランがそれぞれの地域ごとでうまくいくようにお力添えをいただければ、大変ありがたいと思っております。

繰り返しになりますが、このプランは、まずは市町村にしっかりと予算を取っていただく。そして、協力いただけるような人のネットワークをつくっていく。この2点について、ぜひ皆さま方、それぞれ各県、市町村に戻られまして、お力添えをいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について」

青少年課長 安間敏雄氏

皆さま方はどれくらい携帯電話で有害な情報が入っているのかということについては、まだなかなかご存じないかもしれません。携帯電話を通じて入手するサイトとして、アダルトDVDのサイトは、すぐに想像はつくところですが、それ以外にも、殺人の手口を紹介したようなサイト、さらには自殺志願者用のサイトとか、女の子に家出を誘うような書き込みや、さらには闇の職業安定所のような形で、普通には言えないような職業がいろいろ並んでいるというようなサイトなどが出ているような状況です。このようなサイトを通じて、今どういう状況になっているかということをご簡単に申し上げますと、出会い系サイトに限って、平成17年の検挙数が1581件ございました。そのうちの96%が携帯電話を使った犯罪です。このような状況を踏まえ、当然のことながら、私ども文部科学省のみならず、総務省や警察庁もこの携帯電話についての取り組みはしているところです。



安間敏雄氏

中央教育審議会の答申の中で携帯電話関係について4点ほど書かれています。まず1点目、携帯電話を持たせるに当たっての保護者と子どもたちの意識が非常に離れている。保護者は携帯電話を携帯電話としてお渡ししている。またはGPS機能に期待をし、どこにいるかについても安心できる、そのような面から渡している。ところが、子どもたちのほうでは、ケータイとして持っている。情報端末やメールを使い、さらには今申し上げたようなさまざまなサイト、情報入手手段として使っている。全く保護者と子どもたちの意識が違っているということが1点。そして、子どもたちが巻き込まれる実態、さらには子どもたちが巻き込まれるさまざまな事例というのがどんどん進んでいるということが2点目です。3点目としまして、このような状況を踏まえ、警察庁、総務省でも取り組みをしておりますフィルタリングについての普及を呼びかけております。4点目は、まず保護者の皆さん方が携帯電話において、今、何が行われているのか、どういったことが生じているかということについての十分なお理解をいただきたいと思っております。

総務省が各携帯電話3社に対して、フィルタリングを付けるかどうかについて、親の意思を確認してくださいと申し入れをしました。ただ、先ほどから申し上げているとおり、どんな問題があるか、フィルタリングによって、どういうことがはじかれるのかということについての説明がどこまでされるか、必ずしも携帯電話会社に対して課しているわけではございません。特に小学校6年生から中学1年生、またそれに続いて、小学校5年生から小学校6年生、こういった段階が特に携帯電話の契約数が伸びます。新しい電話の携帯、お子さま方からご要望を受けたりするときには、このフィルタリングというものについて、まず設定をお願いしたいと思います。このフィルタリングというのは昔からあるサービスです。ただ、皆さん方がご存じなかったということだけですので、簡単に付けることができます。もう既に携帯電話をお持ちの方々におかれましては、ご利用いただければと思います。ただ、その前の段階として、フィルタリングがないとどういう状況になるのか、携帯で今、どんなことが行われているかということについて、保護者の方々が十分にご承知ないことが多々ございます。総務省とともに「e-ネットキャラバン」という講座を開いておりますので、ぜひご利用いただき実態の状況などをお知りいただきたいと思っております。また、携帯電話の実態について、子どもさんたちに十分理解していただく意味で、「ちょっと待って、ケータイ」というパンフレットを作成いたしました。全国の小学校6年生にお届けしています。保護者の皆さん方、PTAの皆さん方とも一緒になってご覧いただき、フィルタリングの使用、また、携帯電話の安全な使用について、一緒にお考えいただければと思います。安全な新学期を迎えるためにも、皆さん方のご支援、ご協力、ご理解をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

## 「いじめ・自殺問題に対する取り組みについて」

児童生徒課長 木岡保雅氏

いじめ・自殺問題ということで、昨年の秋、北海道の滝川町での小学校6年生女子児童のケース、福岡県の筑前町の中学校2年生男子生徒のケース、この2つのケースを通じまして、問題点が大きくクローズアップされ、対応策を求められてきたところでございます。学校の様子、教育委員会の様子が報道される中で、例えばいろいろな情報を、教育委員会なども入手していながら、公表していない問題点が大きく出されました。



木岡保雅氏

また、福岡のケースは、いじめに加えて、先生の不適切な言動により問題が引き起こされ、学校はどうなっているのだということ、大きく報道されたところでございます。そのようなことがありまして10月に緊急会議を開催し、いじめについて早期発見、早期対応をするよう、また、問題を隠さずに、家庭や地域と連携しながら対応することが大事と、各教育委員会、学校へ対応を求める通知を发出しております。

この10月の会議の前に、いじめや校内暴力などを話し合う、先生方のブロックごとの会議があり、ある県の担当の方から、一生懸命その県はいじめの問題に取り組んでいるのですが、一生懸命取り組むと、すごくいじめの数が増えるのですという話がありました。その県はほかの県と比べて、規模が大きいわけではないのですが、数だけ見ると、かなりほかの県よりは多いし、例えば児童生徒何人当たりといったような形で見たときのいじめの数が多いところになっていました。

一生懸命取り組んで、数が多いのは恥ずかしいですとか、問題であるというようなことはありません、ぜひ、そのまま取り組みをお願いしますといったことを、そのときに申し上げました。この10月の会議のときにも、各県の担当の課長さん方に、数がこれだけあるというのであれば、それはむしろ取り組んだ結果、取り組んだ後のそれぞれの努力の跡と言えるようなもので、決して恥ずかしいものではなくて、むしろ誇りにすべきものではないかとお話をさせていただきました。

いじめについて取り組む中で、子どもさんがいじめを受けていた場合に、そのことについて、保護者や学校の先生に打ち明けられていないことがあり、そのことが大変問題として気になるところでございます。そのことについて、大臣がご自分で筆を執られまして、「いじめている子に、いじめられている子に」、「保護者の皆さまへ」という、お手元の資料にあります、いじめられていたら誰かに相談してくださいというようなお願いを出しております。

保護者の方々も、ぜひ「受け止めますよ」と、子どもさんに普段から伝えていただいておりますと、親を心配させるのではないだろうかというような形で、躊躇するのではなく相談できると思っておりますので、ぜひお願いしたいというのが、このお手紙の趣旨でございます。

また、相談できる機関を少しでも多く増やしていこうと、24時間いじめ相談ダイヤルをスタートして施行実施に入っております。統一電話番号でかけられるようになっており、小中学生みんなに行き渡るような枚数のカードをご用意して、この電話番号と、さらに各県ごとにいろいろとそのほかの相談機関もありますから、それらを書いたカードをこれからお配りいたしますので、各お子さん方のお手元に近いうちにお届けできると思っております。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」という通知を、各学校に各教育委員会を通じて、今、周知をしておるところでございます。その中で「懲戒・体罰についての考え方」について、文科省としては初めて、教育委員会、学校に対して、文科省としての考え方をお示しすることにしました。決してこの通知によって、体罰が認められるとか、そういうことは一切ありませんので誤解をされませぬよう、よろしくお願いをしたいと思います。体罰というのは、懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち身体に対する侵害を内容とする懲戒とか、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒が体罰ですよということをはっきりと、体罰とはこんなものだということを書かせていただいております。これまではっきりと正当防衛ですとか、正当行為で、有形力の行使があった場合については、それは懲戒ではありませんということをはっきりと示していなかったところでしたので、今回はっきりと書かせていただいております。

このほか、児童生徒を教室外に退去させる等の措置について、単純に遅刻したとか、授業を怠けたことを理由としては、懲戒の手段として教室に入れないとか、教室から退去させるということは許されておりませんということを持続しつつ、授業の間に別に指導するのであれば、懲戒の手段としても、これを行うことは差し支えないですとか、また、懲戒ではなくて、喧騒その他の行為によって、他の児童生徒の学習の妨げになるような場合については、必要な管理、学習上の妨害を排除するために教室外に退去させることは、懲戒ではなくて、必要な措置として差し支えありませんといったようなことも書かせていただきました。

また、授業中に携帯電話でメールをしていたような場合に、一時的な措置として、これを預かっておくことについても、教育上必要な措置として差し支えないといったようなことを今回、新たに触れさせていただいております。

以上のようなことを、文科省として、今、取り組んでいるところでございます。まず何よりも保護者の皆さま方のお力でお気付き、またご指導によるところが多いということが言えますので、ぜひこれからもよろしくお願い申し上げます。

## 警察庁より

### 「子どもを犯罪に巻き込ませないために」

生活安全局 少年課長 山口 敏氏

私どもの少年課が担当しております仕事として、少年の非行問題、それから子供たちが犯罪に巻き込まれることを防止するという大きな問題を担当しておりますが、その状況についてご説明申し上げます。きっと皆さま、意外な感じをお持ちになるかもしれませんが、検挙人員は減少傾向にあります。しかしながら、全体の検挙者数の中の27.7%、要するに検挙された人の3人に1人は少年であるという状況になっております。昔は40数%という時代がございましたので、3割を切ったというのは、これはかなりな減少ではございますけれども、それにしても、3人に1人は少年という状況をどうとらえるかという課題がございました。また、残念なことですが、少年については、再犯者率というのが1つの大きな課題であると言えようかと思っております。さらに不良行為少年の補導状況について、1つ気になるところがございます。それは、この不良行為少年の補導されている原因、喫煙と深夜はいかいで、大半を占めていることとございます。たばこを吸っているとか、夜11時過ぎて、子供がいないということは家庭でも分かるはずのものですが、これが非常に増えている。これはある意味で家庭の教育力が低下している兆候ではないかと危惧しているところでございます。



山口 敏氏

子どもたちが犯罪の被害者になる事件ですが、件数等は減っておりますが悲惨な事件が相次いでおり、非常に憂慮すべき状況ではないかと思っております。このほか児童虐待も昨年に比べ増加となり、事件数も被害児童数も死亡児童数も増加しつつあるという状況にあります。また児童ポルノ、あるいは児童買春の被害に遭ってしまうという子供たちも増えているところでございます。

学校や子どもを危険から守るためには、特に学校と警察の連携ということが非常に重要なことだと思っております。次に昨年12月に取りまとめられました「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」の最終報告についてご説明申し上げます。同研究会では、携帯電話、ゲーム、子どもを性行為等の対象とするコミック等という3つの問題について検討を進めてまいりました。その中でも特に緊急を要する課題として、携帯電話の問題がございました。子どもたちの携帯電話の所有状況ですが、簡単に申し上げれば、小学生では大体4人に1人、中学生では大体7割、高校生では大体100%の子どもたちが携帯電話を持っているわけとございます。何が危険かという点、有害情報、有害サイトはいろいろなものがございます。それによって、例えば子ども自身が重大な影響を受ける場合もあります。家出サイトに引き寄せられてしまうといったこともあるかと思っておりますし、興味を持って、自分で罪を犯してしまうといった影響を受けてしまうこともあるかもしれません。特に私どもの立場からいうと、犯罪に子どもたちが巻き込まれる、あるいは誘発されて犯罪を起こしてしまうということから、これは要注意だと思っております。フィルタリングについて、携帯各社も含めて対応を進めているところでございます。保護者の方々、学校の方々にもぜひ知っていただき、一番子供に近い立場として、携帯を使うときのルール、それから携帯がどのようなことに使われているかについての注意を持って考えていただきたいということでございます。

ゲームの問題については暴力的な側面、あるいは性的な面でもさまざまな影響を子どもたちが受けるのではないかと懸念があります。これにつきましては関係各社が取り組みを進めており、業界団体として審査をし、レーティングがされています。シールやマークが付いているのですが、これを保護者の方々が皆さまご承知なのかどうか。子どもが持っているものについて、よくこれを見ていただきたいと私どもはお願いをしております。

子どもを性行為の対象とするようなコミックの問題ですが、子供たちを性的に虐待するような漫画というものは、これまで街の片隅、あるいはコミケとかで本当に好きな人だけが行くようなところで売られていた、本当に少数の人が持っていたというような状況があったわけですが、新たな問題が今、生じつつあります。インターネット販売です。関係の業界にもお話をしておりますし、ぜひ保護者の方々、教育委員会の方々にも危機意識を持っていただきたいと、事あるたびにお話をさせていただいております。

デジタルメディア、バーチャル機器はたいへん便利であります。一方で特に判断能力が十分でない子どもたちがそれによって犯罪を起こしてしまう、あるいは犯罪に巻き込まれてしまうというような危険性もあるのだということを、皆さまの地元にお帰りになって、お話しいただければと思っております。少年非行の問題、大変重要でございます。ぜひご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

## 「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」

昨年の夏頃より、全国で「いじめ」による子どもの自殺が相次ぎ、私たちは大きな衝撃と深い悲しみに包まれました。同時に、それは大きな社会問題へと発展していった。日本PTAとしては、全国の会員へ緊急アピールを出したところでもあります。

また、急遽、いじめ対策を検討するため、伊吹文部科学大臣の諮問として「子どもを守り育てるための体制づくりのための有識者会議」が発足しました。平成18年11月15日（水）より、2月27日までに計8回の会議が開催されました。

梶田叡一兵庫教育大学長を座長として植山起佐子東京都スクールカウンセラー、馬居静岡大学教育学部教授、梅田昭博（社）日本PTA全国協議会会長、香山リカ精神科医・帝塚山学院大学人間文化学部教授、灘邊憲司横浜市立富岡東中学校長、牟田悌三チャイルドライン支援センター代表理事、若月秀夫東京都品川区教育長が有識者メンバーです。

「最近の相次ぐいじめ問題は、社会全体の問題であり、学校、家庭、地域が一体となって子どもを守り育てるための体制を作っていくことが急務である。」このような共通認識のもとに、提案書がまとめられ、5つのメッセージと対策Q&Aで構成されており、メッセージは次の通りです。

- 1 教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守ろう！
- 2 学校は、地域も人材を活用して「ナナメの関係」をつくろう！
- 3 教育委員会等は、多様な専門機関・専門家と協力しよう！
- 4 保護者は、携帯電話等の活用の仕方を再考しよう！
- 5 全ての大人は、自らの責任を見つめ直し、子どもに「生きる」ことの意味を教えよう！

以上であります。私たちは、悩んでいる多くの子どもたちのことを忘れないようにして、この提案を活用しなければならないと思います。

～親から子、子から孫へ～

## 『親子で歌いっごう 日本の歌百選♪』

### 選考結果について

文化庁・(社)日本PTA全国協議会は、長い間歌いつがれてきた歌を媒体として、家族が触れあう機会を増やすとともに、貴重な歌の文化を後世へ継承し、文化の力で世代間をつなぐことを目的として、「親子で歌いっごう 日本の歌百選」を実施しました。(募集期間:平成18年9月5日～11月17日)

様々な年代の方から6671通もの応募をいただき、昨年12月15日の選考委員会による選考の結果、101曲の歌及びその歌にまつわる優秀エピソードが決定しました。

歌百選については、本企画の趣旨に沿ったものであれば、童謡・唱歌等の古い歌に限らず、最近の歌まで多岐にわたって選ばれ、その結果は1月14日(日)新国立劇場での「親子で歌いっごう 日本の歌百選」コンサートで発表されました。

会場には、小さいお子さんから祖父母世代の方まで幅広い年齢層の方が多数来場し、会場は満席となりました。

第一部では、近藤文化庁長官による主催者挨拶の後、「親子で歌いっごう 日本の歌百選」の結果発表、選考委員による講評と優秀エピソード応募者への表彰が行われました。

第二部では、NHK アナウンサーの古屋和雄さんと女優の紺野美沙子さんが司会を務め、由紀さおりさん、安田祥子さん、夏川りみさん、サーカス、中鉢聡さんらが百選に選ばれた曲の一部を披露しました。

由紀さおりさん、安田祥子さんが『風』『からたちの花』『里の秋』など、夏川りみさんが『涙そうそう』『みかんの花咲く丘』など、中鉢聡さんは『荒城の月』『夏は来ぬ』など、サーカスは『上を向いて歩こう』『翼をください』などを披露しました。優秀賞を受賞したエピソードも歌の前にあわせて紹介され、歌と家族のつながりを改めて感じさせるものとなりました。

選考委員会の伊藤京子委員長((社)日本演奏連盟理事長)と由紀さおりさん、安田祥子さんのトークコーナーでは、伊藤委員長が河合隼雄前文化庁長官が『七つの子』の「かわいい、かわいい」という歌詞をご自身の名前とかけてよくフルートで吹いていた話などを披露すると、観客からは笑いがおこり、会場は和やかな雰囲気になりました。

また、祖父母世代、父母世代、子ども世代の三世代合唱団（NHK 東京児童合唱団、野バラ会、もみじ合唱団）が各世代ごとにお母さんにまつわる歌（『おかあさん』、『こんにちは赤ちゃん』、『かあさんの歌』）を歌いました。

最後は出演者全員で、エピソード大賞に輝いた『浜辺の歌』を歌い、コンサートはあたたかい拍手と感動の中、幕を閉じました。

観覧者へのアンケートでは、「懐かしい歌ばかりで、自然に涙が出た」、「日本の歌が素晴らしいと感じた」「このようによい日本の歌をいつまでも残したい」などの感想が多くありました。また、コンサートについて「大変良かった」、「良かった」という感想が9割以上を占める等、コンサートは好評の中、終了しました。

なお、本コンサートの模様は、3月21日（水・祝）11：00～11：54に、NHKBS-2で放送予定です。ぜひご覧ください。

なお、歌百選及び優秀エピソードの選考結果については、文化庁ホームページでも公開しています。  
(<http://www.bunka.go.jp/>)



『親子で歌いごう 日本の歌百選』  
コンサート エンディングの様子

※選考委員（五十音順、敬称略、肩書きは平成18年12月15日当時）

- ・伊藤京子／（社）日本演奏連盟理事長
- ・梅田昭博／（社）日本PTA連合会全国協議会会長
- ・扇谷勉／NHK解説委員
- ・近藤信司／文化庁長官
- ・たかたかし／（社）日本作詩家協会理事長
- ・坪能由紀子／日本音楽教育学会会長
- ・坂東文昭／板橋区立常盤台小学校長
- ・平尾昌晃／作曲家・歌手
- ・宗像昭男／青梅市立新町中学校長
- ・安田祥子／声楽家
- ・由紀さおり／歌手
- ・湯山昭／（社）日本童謡協会会長

【選考委員会顧問】河合隼雄／文化庁長官（休職中）

「～親から子、子から孫へ～ 親子で歌いっごう 日本の歌百選」

※五十音順

	曲名		曲名		曲名
1	仰げば尊し	35	こいのぼり	69	涙そうそう
2	赤い靴	36	高校三年生	70	夏の思い出
3	赤とんぼ	37	荒城の月	71	夏は来ぬ
4	朝はどこから	38	秋桜	72	七つの子
5	あの町この町	39	この道	73	花 <small>(喜納昌吉作詞作曲)</small>
6	あめふり	40	こんにちは赤ちゃん	74	花 <small>(武島羽衣作詞、滝廉太郎作曲)</small>
7	雨降りお月さん	41	さくら貝の歌	75	花の街
8	あめふりくまのこ	42	さくらさくら	76	埴生の宿
9	いい日旅立ち	43	サッチャン	77	浜千鳥
10	いつでも夢を	44	里の秋	78	浜辺の歌
11	犬のおまわりさん	45	幸せなら手をたたこう	79	春が来た
12	上を向いて歩こう	46	叱られて	80	春の小川
13	うみ	47	四季の歌	81	ふじの山
14	うれしいひなまつり	48	時代	82	冬景色
15	江戸子守唄	49	しゃぼん玉	83	冬の星座
16	おうま	50	ずいずいずっころばし	84	故郷
17	大きな栗の木の下で	51	スキー	85	蛍の光
18	大きな古時計	52	背くらべ	86	牧場の朝
19	おかあさん	53	世界に一つだけの花	87	見上げてごらん夜の星を
20	お正月	54	ぞうさん	88	みかんの花咲く丘
21	おはなしゆびさん	55	早春賦	89	虫のこえ
22	朧月夜	56	たきび	90	むすんでひらいて
23	思い出のアルバム	57	ちいさい秋みつけた	91	村祭
24	おもちゃのチャチャチャ	58	茶摘み	92	めだかの学校
25	かあさんの歌	59	チューリップ	93	もみじ
26	風	60	月の沙漠	94	椰子の実
27	肩たたき	61	翼をください	95	夕日
28	かもめの水兵さん	62	手のひらを太陽に	96	夕やけこやけ
29	からたちの花	63	通りゃんせ	97	雪
30	川の流れるのように	64	どこかで春が	98	揺籃のうた
31	汽車	65	ドレミの歌	99	旅愁
32	汽車ポッポ	66	どんぐりころころ	100	リンゴの唄
33	今日の日はさようなら	67	とんぼのめがね	101	われは海の子
34	靴が鳴る	68	ないしょ話		

# 第29回 全国小・中学校PTA広報紙コンクール実施要項

第29回全国小・中学校PTA広報紙コンクールの実施要項が決まった。  
今年も多数応募されることを期待している。

## 趣旨

日本PTA全国協議会傘下の公立小・中学校で発行するPTA広報紙作品を広く募集し、優秀作品を表彰・公開することにより、PTA広報活動の活発化を促進し、PTA活動の一助となることを目的とする。

## 主催

社団法人日本PTA全国協議会

## 協賛

日本教育新聞社・教育家庭新聞社（予定）

## 後援

文部科学省（予定）

## 対象及び応募方法

平成18年4月から平成19年3月までに発行されたすべての号を1部送付すること。（複製したものは受け付けない。また装飾や補強のための表紙などはつけないこと）

## 募集期間及び応募方法

- ① 各PTAは、平成19年4月27日（金）までに、各地方協議会に送付。
- ② 各地方協議会は、平成19年5月31日（木）までに、第一次審査を終え、社団法人日本PTA全国協議会事務局に送付。

## ● 作品審査

---

- ① 各地方協議会で第一次審査を行い小学校6点以内、中学校4点以内を選ぶこと。よって協議会は10点以内となる。
- ② 地方協議会で選ばれた作品を社団法人日本PTA全国協議会事務局に集め、第二次、第三次、第四次（最終審査）の三回の審査を行う。
- ③ 発行回数は、年間2回以上のこと

## ● 審査基準

---

PTA広報紙の持つ目的・使命・記事・編集・レイアウト・見出し文章などを総合的に審査する。

## ● 優秀作品への賞

---

文部科学大臣賞（最優秀賞・小／中学校各一点）、社団法人日本PTA全国協議会会長賞、日本教育新聞社社長賞、教育家庭新聞社社長賞、特別賞（レイアウト賞、写真賞、企画賞）、佳作

## ● 入賞の通知ならびに表彰

---

- ・ 表彰式は、第55回全国研究大会滋賀びわこ大会の第四分科会で行う予定。  
【平成19年8月24日（金）彦根市・ひこね市文化プラザ】
- ・ 入賞PTAは、日本PTA機関紙及び日本教育新聞に掲載するとともに、入賞PTAに通知する。

## ● その他

---

- ・ 応募作品は返却しない。
- ・ 今年度も優秀広報紙を編集し「平成19年度版優秀広報紙集」を発刊する予定。

## 『次世代を担う自立した青少年の育成に向けて』

中央教育審議会は、1月30日に答申「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」を取りまとめました。この答申は、すべての青少年が社会的存在として社会への参画を果たすためには、「自立への意欲」が必要だとして、それを高めるために大人の責任としてなすべき方策を提言しています。

ここでいう「自立への意欲」とは、

- ・進学するために学習や就職に向けての準備
- ・何事にも興味・関心を持って探求し、具体的に取り組むこと
- ・社会のルールやマナーを学び、社会の一員としての自覚と責任を持ち、積極的に社会とかわらうとすることなどが含まれています。

青少年の成長には大人側の論理、価値観や行動の在り様、社会の風潮などが深く関わっています。このため、答申では、青少年の「自立への意欲」を高めることは社会全体の重要な課題であるとすべての大人が認識すべきであり、青少年の成長を社会全体で支えていくべきであると訴えています。

方策の検討に当たって各種調査や研究成果等を整理したところ、青少年の生活実態等について、

- ①生活の夜型化、朝食欠食などの基本的な生活習慣の乱れ
- ②希薄な対人関係（保護者、特に父親の関与の低さ、地域の大人のかかわりの少なさ、仲間と交流する体験の少なさ）
- ③スポーツ、自然体験などの直接体験の少なさ
- ④インターネット、携帯電話等の情報メディアの急速な普及に伴う問題（犯罪やトラブル、保護者の不十分な実態把握や監督）などの課題が見られました。

これらの課題を解決し、すべての青少年の「自立への意欲」を高め、心と体の相伴った成長を促すため、答申では、国だけでなく自治体、学校、家庭・保護者、地域の大人、青少年団体、企業・関係業界など多方面に様々な提言を行っています。

ここではそのうち、家庭・保護者への提言の概要をご紹介します。（カッコ内は答申の掲載ページ）

### 【家庭・保護者への提言】

- 家庭において、各種の子育て支援施策を活用しつつ、親子間の愛着形成と、子どもの基本的な生活習慣や運動習慣の確立に全力を注ぐ（48ページ）
- 家庭において、子どもと一緒に計画を立てることなどを通じて子どもの体験活動への参加を促す、子どもの挑戦や体験の成果を積極的に評価し、愛情を持って励まし、体験を通じた心と体の成長を図る（54ページ）
- 家庭・学校・地域が連携して青少年の努力や社会貢献を積極的に評価し、青少年のこれらへの更なる意欲を高め、社会性を培う（64ページ）
- より多くの大人が地域の青少年健全育成活動に参加し、様々な分野で青少年の成長にかかわる大人たちが連携を深め、各自の活動の充実を図る（65ページ）
- 青少年の教育相談体制を整備し、家庭・関係機関と学校・教育委員会等が連携した、課題を抱える青少年のサポート体制の充実を図る（68ページ）
- テレビ等の情報メディア上のコンテンツの質について、日本PTA全国協議会等をはじめとした民間団体等の第三者機関による評価を進め、各情報メディア事業者の有害コンテンツ排除を促す（73ページ）
- 学校における携帯電話の取扱いについて、保護者の理解と協力を得つつ、各学校のルールを策定する（77ページ）
- インターネットや携帯電話の安全な利用についての学習機会に、より多くの保護者や地域の大人たちが参加する（77ページ）

なお、本答申は文部科学省ホームページから閲覧、ダウンロードできます。

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07020115/001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/07020115/001.pdf) PDFファイルで129ページ、1.6Mです。)

答申には、青少年の生活実態等に関する46の図表や、提言事項に関連する自治体・民間団体による22の取組事例が掲載されています。また、提言事項と青少年の課題・提言の対象等の関係整理表、提言に関連する施策や事業等の連絡先一覧も添付しています。本答申をぜひ各御家庭でお読みいただき、お子様の健やかな成長のための家族の対話と行動のきっかけとさせていただけるよう、期待しております。

## いじめ相談ダイヤルについて

子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう、全国統一の電話番号（0570-0-78310）を設定し、夜間・休日を含めて24時間対応を可能とするための体制を全都道府県及び指定都市教育委員会が整備しています（原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。）。都道府県・指定都市教育委員会の実状により、児童相談所・警察・いのちの電話協会・臨床心理士会等、様々な相談機関との連携協力を図っているところです。なお、これらの電話番号については、国・公・私立の小学校、中学校、盲・聾・養護学校の全児童生徒に電話相談窓口紹介カードを作成・配布し、周知しているところです。

ぜひ皆様も、いじめ問題への相談などの際にご活用いただければと思います。

## 子どもを見守る活動『子ども見守りナビ』で公開

子どもたちが犯罪の被害に遭う事件を未然に防ぐため、地域が一体となって子どもたちを見守る活動の必要性が高まっています。そこで、文部科学省では、「子ども見守りナビ（地域で子どもを見守る全国ネットワークシステム）」を本年一月五日（金）より公開しました。

このWebサイトでは、全国各地で実施されている子どもを見守る活動に関する取組状況や実施方法、効果等についての情報を、都道府県や活動区分等から検索・閲覧することができます。

掲載されている活動事例は、都道府県・市区町村へのアンケート調査や文献等による調査、及びインターネットによる公募を通じて収集されたもので、現在約五〇〇件を掲載しています。また、そのうち活動の効果や継続性等の観点から特色のある五〇事例については、選定事例として更に詳細に説明しています。地域で子どもを見守る活動に関心のある方は、ぜひご利用ください。また、施策の参考としてご利用ください。（「子ども見守りナビ」<http://www.mimamoru.jp/>）

## 子どもたちに安心・安全な携帯電話利用を

インターネットを介した犯罪・被害に子どもたちが巻き込まれるケースが後を絶ちません。しかもその大半が携帯電話を介したものとなっています。文部科学省では、今年2月、携帯電話の利用に際しての留意点を盛り込んだ子ども向けリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を作成し、全国の小学校6年生に配布しました。さらに、文部科学省、警察庁、総務省が合同で、携帯電話のフィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービス利用の普及促進を図るよう、2月16日付けで学校関係者や保護者の方々に対してお願いする文書を出しました。保護者のみなさまにおかれては、お子さんに携帯電話を持たせる際の契約に当たっては、フィルタリングサービスを設定されるようお願いし

# 活 動 報 告

## 理事会

平成19年2月8日（木）12時～14時30分  
ホテルフロラシオン（梅）に於いて行われた。  
内容は以下のとおり。

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
  - (1) 業務報告
  - (2) 特別委員会報告
  - (3) 平成18年度中間監査報告
  - (4) 平成18年度表彰式の報告
  - (5) 「たのしい子育て全国キャンペーン」について
  - (6) 実践事例集（23）の作成について
  - (7) 「教育に関する意識調査」報告書について
  - (8) マスメディア調査について
  - (9) 日中友好「少年少女の翼」について
  - (10) 日本PTA会館維持管理基金規定の一部改定について
  - (11) 平成18年度補正予算について
  - (12) 第55回全国研究大会滋賀びわこ大会について
  - (13) 第61回以降の全国研究大会の開催地について
  - (14) 第29回全国小・中学校PTA広報紙コンクールについて
  - (15) その他
7. 閉会の辞

## 常任幹事会

平成19年2月9日（金）10時～12時30分  
ホテルフロラシオン青山（芙蓉）に於いて行われた。

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 成立宣言
4. 議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議事
  - (1) 業務報告
  - (2) 常置委員会報告
  - (3) 特別委員会報告
  - (4) 平成18年度中間監査報告
  - (5) 平成18年度表彰式の報告
  - (6) 「たのしい子育て全国キャンペーン」について
  - (7) 実践事例集（23）の作成について
  - (8) 「教育に関する意識」調査報告書について

- (9) マスメディア調査委員会より
  - (10) 日中友好「少年少女の翼」について
  - (11) 日本PTA会館維持管理基金規定の一部改定について
  - (12) 平成18年度補正予算について
  - (13) 第55回全国研究大会滋賀びわこ大会について
  - (14) 第61回以降の全国研究大会の開催地について
  - (15) 第29回全国小・中学校PTA広報紙コンクールについて
  - (16) その他
7. 閉会の辞

## 委員会報告

平成19年2月8日（木）に常置委員会が開催された。

### 総務委員会

- 1. 担当役員あいさつ
  - 2. 委員長あいさつ
- 〈協議事項〉
- (1) 新たな政令指定都市の日Pへの入会について
    - ・ 日P未加入政令都市ならびに今後指定都市の加入条件について検討した。
    - ・ 入会に関する会則一部改正について（定款第6条1項）検討した。
  - (2) 役員選考委員会について検討した。

### 教育問題委員会

- 1. 担当役員あいさつ
  - 2. 委員長あいさつ
- 〈協議事項〉
- ・ 「教育に関する保護者意識調査」について検討した。

### 環境対策委員会

- 1. 担当役員あいさつ
  - 2. 委員長あいさつ
  - 3. 「e-ネット安心講座」  
講師 e ネットキャラバン事務局永井正直 氏
- 〈協議事項〉
- (1) 「携帯電話に関する要望書」について検討した。
  - (2) その他

### 厚生委員会

- 1. 担当役員あいさつ
  - 2. 委員長あいさつ
- 〈協議事項〉
- (1) 「たのしい子育て全国キャンペーン」について
    - ・ 次年度に向けての問題点（委員よりの指摘事項）について検討した。
  - (2) 「食育」について
    - ・ 啓発資料、ダイジェスト版作成について検討した。
  - (3) その他

第55回 日本PTA全国研究大会  
滋賀びわこ大会

大会スローガン

さあ、はじめよう!びわこから!  
—見つめよう、命と自然の大切さ—



- ・期日 平成19年8月24日(金)8月25日(土)
- ・会場 大津プリンスホテル. 滋賀県立体育館他
- ・参加者 全国小中学校PTA会員、教育関係者
- ・参加費 5千円
- ・主催 (社)日本PTA全国協議会、  
近畿ブロックPTA協会、滋賀県PTA連絡協議会
- ・後援 文部科学省、滋賀県、滋賀県教育委員会、  
滋賀県内市町他(予定)